

○会館設置特別会計規則

(設 置)

第1条 山形県司法書士会（以下「本会」という。）の主たる事務所となる会館（以下「会館」という。）の設置等に関する収入、支出等を適正に管理するため、会館設置特別会計（以下「本会計」という。）を設置する。

(収 入)

第2条 本会計の収入は、次の各号に掲げるものとし、第1号については総会の決議によるものとする。

- (1) 本会の一般会計及び他の特別会計からの繰入れ
- (2) 会館の処分から生じる収入
- (3) 本会計から生じる利息
- (4) 寄付金

(支 出)

第3条 本会計の支出は次に掲げるものとする。第1号及び第2号については総会の決議によるものとし、第3号乃至第6号については執行後、次の総会の承認を得るものとする。

- (1) 会館設置のための土地及び建物の購入費
- (2) 会館の建設にかかる費用
- (3) 会館の処分及び解体にかかる費用
- (4) 会館の大規模修繕にかかる費用
- (5) 会館移転にかかる費用
- (6) 前各号に関連する諸費用

(管 理)

第4条 本会計に属する金銭については、金融機関への預貯金等、確実な方法により保管しなければならない。

(繰出し)

第5条 本会計からの一般会計及び他の特別会計への繰出しは、総会の決議を要する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は総会の決議による。

附 則

この規則は、平成27年5月22日（総会承認の日）から施行する。